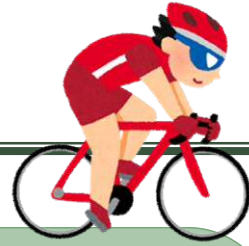


テーマ:その他 委員の提案から②



(3) スポーツとしての自転車の観点について

○提案の趣旨

自転車は単なる移動手段としてだけでなく、スポーツやレクリエーションとしての楽しみ方、魅力もある。スポーツの観点から楽しむことに目を向けると、走行距離も長くなるためサポート施設も必要となり、他自治体等との連携も不可欠である。

自転車関連イベントの開催、レクリエーションルートや案内サイン、サポート施設の充実によるサイクリング環境の改善など、「自転車のまちさいたま」として、積極的に自転車を活用する観点も必要ではないか。

条例に盛り込んでいる事例

○千葉市自転車を活用したまちづくり条例（抄）

（前文）（略）

自転車は、電動アシスト車、スポーツ車等の普及によるその種類の多様化及び自転車に類似する玩具の普及により、子どもから高齢者まで、幅広い世代にとってより手軽で便利な移動手段となっている。また、スポーツやレクリエーションとしての楽しみ方が多様化するとともに、情報通信技術の自転車への活用等の技術革新が進むことにより、市民の生活様式を更に変化させる可能性がある。

本市では、従来から交通安全や自転車を利用する環境の整備を推進しているところ、環境への負荷が少なく、健康を増進し、地域の活性化に貢献し、災害時において機動的であるといった特性を持つ自転車は、その有用性が見直されつつある。

自転車は、その種類及び楽しみ方の多様化並びに様々な技術の発展とともに、今後更なる進化の可能性を秘めており、本市が成熟した都市を目指したまちづくりを進めていく上で、有効な移動手段として再認識し、様々な分野の施策において、積極的に活用すべき移動手段の一つである。

（自転車を活用した施策の推進）

第6条 市は、市民等、事業者等と連携し、自転車の特性等を活用した交通、環境、健康、スポーツ、レクリエーション、観光等に関する様々な施策を総合的に推進するものとする。

参考法令

○自転車活用推進法（抄）

（目的）

第1条 この法律は、極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第2条 自転車の活用の推進は、自転車による交通が、二酸化炭素、粒子状物質等の環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある物質を排出しないものであること、騒音及び振動を発生しないものであること、災

(4) 災害時の活用について

○提案の趣旨

東日本大震災の際に、自転車は交通渋滞に巻き込まれず、帰宅困難者の貴重な足になるなど、災害時の移動手段として自転車は機動性が高い。また、処分見込みの放置自転車を災害避難者や被災地支援にも活用できる。

災害時において自転車を有効活用するための体制を整備する観点も必要ではないか。

条例に盛り込んでいる事例

○堺市自転車のまちづくり推進条例（抄）

（前文）（略）

自転車は、移動手段として環境に対する負荷が少なく、心身の健康の増進にもつながる身近な乗り物であり、災害等による交通網の寸断時における移動手段としてもその有用性が見直され、自転車を利用する人は増えている。その一方で、交通ルールやマナーを無視した自転車の走行が歩行者に脅威を与え、時として重大な交通事故を引き起こし、また、自転車の盗難やひったくりなど、自転車が絡む犯罪も多くなっている。今こそ私たちは、歴史的に本市とゆかりが深く、多くの利点を持つ自転車の安全利用を推進するとともに、自転車に関連する事故や犯罪を減らし、「自転車のまち」として更なる飛躍を遂げていかなければならない。

MEMO



害時において機動的であること等の特性を有し、公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

2 自転車の活用の推進は、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼす等公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

3～4 （略）

（自転車の活用の推進に関する基本方針）

第8条 自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。

1～11 （略）

12 災害時における自転車の有効活用に資する体制の整備

13～15 （略）